

岩手県告示第125号

平成23年1月21日付け岩手県報第11033号掲載保安林の指定施業要件の変更予定（平成23年岩手県告示第57号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成23年2月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 気仙郡住田町世田米字天風103の1、103の7

(2) 所在が不明である通知の相手方 吉田タケ、紺野長吉、紺野己太郎、松田倉之助、佐藤嘉作、紺野源太郎、佐藤儀右エ門、佐々木喜一郎、紺野清五郎、菅野豊助

2 通知の内容を掲示した場所 住田町役場